

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント	
I 県の災害対応能力の向上	<p>1 平時における備えの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の全面修正 ・県庁防災（危機管理）体制の整備（「防災監視」職の設置）等 ・災害対応策センターの整備 ・災害対応要員の確保 ・情報通信システムの運用 ・防災関係機関等の連携 <p>2 関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域の相互応援体制の整備等 ・コミュニティ防災力の向上支援 ・自主防災組織の育成 ・防災基盤の整備 ・県有施設の耐震化の推進 ・広域防災拠点の整備等 	<p>ア 長期的整備目標の把握が十分</p> <p>イ 市町支援体制の強化が必要</p> <p>〇 客観的データの不足</p> <p>〇 防災の重要性に対する職員の認識不足</p> <p>〇 研修・訓練体制が不十分</p>	<p>① 幹部職員をはじめとする行政職員の意識改革。自分たちの地域が被害想定に対してどのような状態におかれているかについて、行政が被害想定よりわけどりの幹部職員が明確に認識しておく必要がある。その中で、市町の幹部職員として一般職員が自分たちの役割を明確にすることが必要である。</p> <p>② 国・県・市町・市民の役割分担の明確化。住民がすること、国がすること、県がすること、市町がすること、市民も入れて協議し、まとめる必要がある。</p> <p>③ 減災・予防のためのアクションプログラムの作成。防災施設の必要な整備水準を明確にするとともに、現在の整備量を定期的に把握し、〇〇年まで整備するというアクションプログラムを作成すること、そして、そのアクションプログラムの進捗状況を行政の責任として、毎年年度公開することが必要である。</p> <p>④ 1年を通じた各部署の系統だった研修・訓練の実施。県・市町で防炎に必要ない技術（スキル）があり、それを明確にした上で、1年を通じて系統だった研修・訓練を実施すべきである。</p> <p>⑤ 計画・マニュアルの作成・修正→研修・訓練の実施→計画・マニュアルの評価・見直しの循環の確立。行政の縦割り組織の弊害として、係間、課間の連携が十分でないケースがある。横の連携、風通しをよくして、計画やマニュアルを作成し、研修さらには訓練となることが必要である。</p> <p>⑥ 県の市町防災体制の支援。市町の規模等によっては組織的、計画的な防災体制の整備が困難な場合があり、県による市町支援を充実させる必要がある。（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の防災体制の点検、訓練実施支援 ・市町支援チームの結成
	II 市町の災害対応能力の向上	<p>1 地域防災計画の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての市町で阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた修正を実施 <p>2 防災組織の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災専門課を置く市町：9市1町 ・1人以上の防災担当職員を置く市町：14市5町 <p>3 防災施設の整備等（市町間での防災体制・施設整備等にはばらつきあり。）</p>	

○検証テーマ2 広域的な防災体制強化の取り組み ○検証担当委員：河田 惠昭

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント	
I 府県間の広域連携	<p>1 近畿府県の合同防災訓練の実施(平成7年～)</p> <p>2 近畿府7県震災時の協定の締結(平成8年2月)</p> <p>3 山形県との関係強化(平成8年5月)</p> <p>4 全国都市協会の協定(平成8年)</p>	<p>ア 府県間の連携が不足している</p> <p>イ 近畿府県間の連携が不足している</p> <p>ウ 近畿府県間の連携が不足している</p> <p>エ 近畿府県間の連携が不足している</p>	<p>(東海・東南海・南海地震のような広域的災害「スーパー広域災害」が発生した際に、広域連携は円滑に行われるかという視点で検証し、提言を行う。)</p> <p>① 個人、地域、自治体レベルで自立性を普段から高め、広域連携は成功しない。我が国がまちの資源で対処する気概がなければ、広域連携は成功しない。</p> <p>② 基本的な事項の共有化・標準化</p> <p>③ 国と都道府県間の情報の双方向性の徹底</p> <p>④ 基幹的広域防災拠点の整備の推進</p>
II 全国的な体制等の取組	<p>1 国の初動体制の整備(平成7年12月)</p> <p>2 国の初動体制の整備(平成7年7月)</p> <p>3 国の初動体制の整備(平成7年7月)</p> <p>4 国の初動体制の整備(平成7年7月)</p> <p>5 国の初動体制の整備(平成7年7月)</p> <p>6 国の初動体制の整備(平成7年7月)</p> <p>7 国の初動体制の整備(平成7年7月)</p> <p>8 国の初動体制の整備(平成7年7月)</p> <p>9 国の初動体制の整備(平成7年7月)</p> <p>10 国の初動体制の整備(平成7年7月)</p>	<p>ア 自衛隊、警察、消防、警備隊、調整機</p> <p>イ 国からの災害情報</p> <p>ウ 現地の災害情報</p> <p>エ 基幹的広域防災拠点の整備</p>	<p>① 国と都道府県間の情報の双方向性の徹底</p> <p>② 基本的な事項の共有化・標準化</p> <p>③ 国と都道府県間の情報の双方向性の徹底</p> <p>④ 基幹的広域防災拠点の整備の推進</p>

○検証テーマ3 防災を担う人材の育成 ○検証担当委員 林 着男

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント	
1 自治体における理 想の人材(質・量)埋 めたいとの差を埋 めたいとの取組み	1 国、都道府県における 防災専門職の設置増加	ア 市町村における 防災・危機管理 体制が十分	① 自治体の規模や地域の脆弱性など諸事情に応じた、初動期から復興期までの人材の確保 毎に想定される災害や地域の脆弱性も異なることから、各自自治体がそれぞれに状況に応じて、理想とする人材の定量化を行った上で、人材育成に努める必要がある。
	2 体系的研修の実施 (人・防セスターなど)	イ 体系的な知識の研 究のためへのフ ォロワーア ップが必 要	
	3 鉄扉閉鎖訓練、図上訓練 訓練などの実践的な防災 訓練	ウ より実践的な訓 練が必要	③ 防災人材のマネジメント機能の強化 災害時の動員計画、平常時の防災関係職員の人事ローテーション、研修等について一体的に人事管理する機能の確立が必要。
	4 自主防災組織等に対する 研修・訓練の実施	エ 啓発や研修の効 果の評価が困難	

○検証テーマ4 自主防災組織等の活動に対する支援 ○検証担当委員 小村 隆史

検証項目	取り組みの分析・評価			今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント	原因・理由	
I 自主防災組織に対する支援	<p>①初動対応期</p> <p>【いのちを守る段階】</p> <p>1 地域住民による自然発生的な共助活動の展開</p> <p>○自主防災組織の組織率 27.4% (H7.4)</p> <p>②復旧期</p> <p>【暮らしを続ける段階】</p> <p>1 自主防災組織の結成に向けた住民整備支援</p> <p>2 地域住民による避難所運営、見回り活動の展開</p> <p>○自主防災組織の組織率 51.0% (H9.4)</p> <p>③復興初期</p> <p>【暮らしを立て直す段階】</p> <p>1 安全・安心コミュニティづくりの推進</p> <p>○自主防災組織の組織率 66.5% (H11.4)</p> <p>④本格復興期</p> <p>【人生を立て直す段階】</p> <p>1 自主防災組織の運営を支える人材の育成</p> <p>2 地域住民による平時の地域防災活動の展開</p> <p>○自主防災組織の組織率 93.8% (H16.4)</p>	<p>A 効果的な共助活動の展開が十分</p> <p>ア 自主防災組織による持続的な活動の展開が必要</p>	<p>○災害及び被災への対応方法についての認識不足</p> <p>○役員の交代による活動低下</p> <p>○熱心なリーダーの不在</p> <p>○訓練等のマンネリ化</p>	<p>① 被害の発生抑止に焦点を当てた地域防災力の向上</p> <p>・ 発災直後の「いのち」を守る段階の事前教育</p> <p>・ 初期消火、搜索救助、搜索救助用資機材の備蓄、復旧・復興期における住民共助活動に有効なノウハウについて、平時からの教育が重要である。</p> <p>・ 自主防災組織の活動の拡大</p> <p>・ 家庭における地震防災の王道である耐震診断・耐震補強、家具の転倒防止や災害時の要援護者の早期避難などについても自主防災組織が携わる必要がある。</p> <p>② 地域防災力の新しい方向性へ納得して地域で暮らす～</p> <p>・ 「地域力」の向上</p> <p>・ 祭り、イベントのような地域の結束力を向上させる活動を通じ、防災だけに限らない地域力を向上させる。</p> <p>・ 「地域を知る」</p> <p>・ 例えば、明治・大正期の土地利用・被災経験を振り返ることと、地震災害や風水害の被害状況をイメージする。</p> <p>③ 『地侍』の育成</p> <p>・ コミュニティの危機は、災害に限定されず、高齢化、不況等もコミュニティの危機につながる。問われるべきはコミュニティの総合力であり、総合力を高めるためには、コミュニティと共に歩む志高き「地侍」を育成する必要がある。</p>

○検証テーマ5 防災ボランティアに対する支援 ○検証担当委員 田中 稔昭

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかったこと)のポイント 原因・理由	
I 災害から生まれ新たな文化やしくみ	1 兵庫県災害救援専門ボランティア(フエニックス救援隊)の立ち上げ		① 制度の維持と隊員の確保 ・モチベーション維持のための多様な研修会や訓練の開催と積極的な参加促進 ・被災地のボランティアニーズの早期把握と積極的な出動 ② 「災害ボランティア」と「防災ボランティア」の棲み分け 地域、人縁との関わりと活動内容の明確化
II 行政とボランティア団体との連携	1 神戸市、西宮市におけるボランティアとの積極的な連携・協力体制の構築 2 行政とボランティアとの緊密な連携体制の確保	ア 個人ボランティアに対する受け入れ拒否 イ 以前から活動していたボランティア団体の連携が不十分	③ 行政と災害NPO等との協働の具体化 活動拠点確保のための支援施策の展開
III ボランティアネットワークの形成	1 ボランティアリーダー(コーディネーター)の育成 2 顔の見える関係づくりの推進	ア ボランティアのためのボラティアの発生	④ 災害NPOのネットワークづくり ・地域防災活動への積極的な参加 ・出前講座、講演等の防災に関する広報活動の積極的展開 ・柔軟性と組織化が矛盾しないネットワークの構築
IV ボランティア団体の育成・展開	1 防災とボランティアの日・週間の設置		⑤ ボランティアセンター運営マニュアルの作成 ⑥ 公益的活動への積極的な参画 安定的な活動資金確保のための支援施策の展開
V 自立に向けての社会基盤の整備	1 ボランティアに対する社会的認識の確立		⑦ 危機管理と防災ボランティアの位置づけの明確化 ⑧ 信頼できる関係づくりの構築 社会の担い手としてのボランティアの位置づけと行政との協働

〇検証テーマ6 建築物の耐震化促進 〇検証担当委員 目黒 公郎

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかったこと)のポイント 原因・理由	
I 既存建築物(住宅等)の耐震補強等	1 被災建築物応急危険度判定(H7):約5万棟を実施【A】	ア戸建住宅の判定が実施できず	〇耐震補強をより一層促進するための提案 ①耐震診断の推進 ・旧耐震基準住宅の耐震診断の推進(わが家の耐震改修促進事業の制度拡充)
	2 被災建築物応急危険度判定体制の整備(H8~)	イ判定士2,500名の確保 ウ訓練場所の確保【B~D】	②自助、公助、共助の新たな枠組み 被災のため、住宅の所有者が自ら耐震改修を実施するよう促すための一連の施策が必要 ・公助:耐震化住宅が被災した場合に限定した、公費による住宅再建支援制度 ・共助:地震被害に限定した共済制度(全国規模) ・自助:耐震化住宅への「地震後の火災のみを対象」とする新たな地震保険
	3 耐震診断員講習会		③耐震改修の費用対効果 ・長期地震予知情報を前提として、耐震改修の実施により期待しうる損失額の軽減効果 をわかりやすく評価(個人住宅の耐震改修効果の明確化) ・震災前の耐震改修への助成により、震災後の公的費用を軽減 特に旧耐震基準住宅の集積する地区に対して重点的に耐震改修を促進
	4 わが家の耐震診断講習会		④地震リスク関連情報マップの作成・公表(地震条件・建物被害・避難困難度・火災延焼可能性などの地域危険度や、階層等)
	5 民間既存建築物耐震診断助成制度(H8~12)		⑤重要事項説明への附加 ・建物の耐震性能を建物の売買時に重要事項説明項目として附加 (重要事項説明:宅建法上の法定事項)
	6 兵庫県耐震診断改修計画評価委員会の設置【C】	〇耐震診断に対する支援策	⑥長周期地震動 ・国、学会等の検討状況の把握 ・国等と共同で実物大実験等の実施
	7 わが家の耐震診断推進事業(H12~14)	エ旧耐震基準約78万戸の耐震診断の推進【D】	⑦新しい耐震改修工法の普及啓発 ・HP、Eメール等による情報発信
	8 わが家の耐震改修促進事業(H15~)	オ計画どおり成果が上がっていない【D】	☆被災建築物応急危険度判定制度の訓練場所を確保するための提案 ・近畿ブロック等での広域的な訓練を実施
	9 県市町有施設の耐震化 ・県有施設の耐震診断 ・県有施設の計画的な耐震改修工事の実施【D】	カ市町有施設の耐震改修【D】	

○検証テーマ7 国際防災協力活動 ○検証担当委員 梶 秀樹

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかったこと)のポイント 原因・理由	
I 国際的支援に対する直接的なお返し	1 海外での災害に対し緊急救援物資や義援金等を寄贈 2 必要に応じて県職員を派遣	ア 震災の教訓を踏まえ効果的な発信や、ニーズを踏まえた支援が不十分	① 被災地のニーズを踏まえた的確な海外支援 被災地のためのカンファレンスを的確に把握するためのの方策の検討 人的派遣制度の確立 ② 震災後の復旧・復興を経験したたた国等からの要請に關係なく積極的派遣する制度を確立し、被災地のニーズを把握した上でノウハウを伝授
II 被災の経験とそこから得た教訓のグローバルな観点からの蓄積と共有化	1 人と防災未来センターの設立 2 国際防災関係機関の集積による経験の共有	ア 震災の経験と蓄積されたデータの海外への発信が不十分	③ 蓄積した防災データベースの翻訳、海外への発信 データベースを翻訳した上で海外への発信
III 被災の経験と教訓を世界へ発信することを通じての将来の災害や危機軽減への貢献	1 米国カリフォルニア州との防災協力協定の締結 2 北東アジア地域自治体連合防災部会の設置 3 国際防災・人道支援協議会の設立 4 「アジア防災会議2003」等国際防災会議の開催	ア 海外自治体との防災協力の具 体化が必要	④ 防災協力協定等を踏まえた協力の実現化、具体化 海外自治体との効果的な防災協力のあり方についての検討 ⑤ 国際防災関係機関の集積力やネットワークを生かした連携のあり方の検討 ⑥ 国際防災世界会議を踏まえた今後の国際防災協力の推進 ⑦ 国際防災協力のあり方についての新たな展望。国際防災復興協力センター(仮称)構想の推進 ⑧ 人道支援の観点にも配慮した国際防災協力のあり方の検討 紛争やテロ等の危機管理事業を踏まえた人道支援の観点にも配慮した国際防災協力のあり方の検討
IV 防災の人材育成の国際的貢献	I JICA防災研修事業の受託	ア 国際捜索・救助に関する人材育成が必要	⑧ 国際捜索・救助に関する人材育成の強化 国際捜索・救助に関する人材育成を強化するための検討

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかったこと)のポイント 原因・理由・問題点	
I 生活再建支援	1 復興基金を活用した各種生活再建支援対策(除く支援金)【A～D】	ア 既存の枠組みの限界 ・現物給付原則 ・融資制度の限界	<p>① 「災害保護」制度の創設 被災を起因として収入の途を失い、生活に困窮する世帯に対して、「社会福祉」ではなく、「災害対策」の観点から、一定期間継続して生活支援を行う「災害保護」制度を創設する。 【実施例】 ①事業名 三宅島災害保護特別事業(平成15年2月～平成17年3月) ②実施主体 東京都及び三宅村(基金6千万円・都2/3 村1/3) ③事業内容 生活保護基準額と認定収入額の差額を支給</p> <p>② 住宅再建自己選択支援制度の導入 被災者自らの意思で、自らの復興の道筋を描き、自立再建に取り組めるよう、住宅確保の在り方を自ら選択し、その在り方に応じた支援を行う。</p> <p>③ 全国版住宅再建共済制度の実現 兵庫県の検討している住宅再建共済制度を先導モデルとして、全国版共済制度の検討を早急に進めるべきである。</p> <p>④ ローン設定時の地震保険加入の義務化 住宅ローンを組む場合、ローン保証契約や団体信用生命保険、火災保険への加入が融資条件とされるが、これは、融資側の債権担保が目的である。幸い死を免れた被災者が二重ローンにならないよう(融資側にとっては不良債権化防止)地震保険への加入を融資条件とする。</p> <p>⑤ 地震保険金支払準備金を活用した住宅耐震化の促進 災害の事前対策と事後対策の相互補完の仕組みとして、地震保険金支払準備金1兆5千億円(H15.3)を活用して、住宅耐震化を促進する。</p> <p>⑥ 阪神・淡路大震災における特例措置の制度化(大規模災害時) ① 公費による解体撤去) 災害発生後の検討では備えにならず、初期対応の遅れ ② 税制上の特例措置) や誤りに繋がる</p>
	2 復興基金を活用した支援金制度を「損失補償」ではなく自立生活開始の「公的支援」として実現【B】	イ 法に基づく生活再建支援制度の不備の改善 ・法適用基準のさらなる緩和 ・手続きの簡素化 ・使途制限の撤廃 ・被災を起因とする収入減世帯の救済 年齢・収入要件が高齢者偏重。復興の原動力となる若年層への支援拡充が必要。	
	3 被災者生活再建支援法の制定【C】	ウ 「個人補償」論は「公的支援」の増嵩を忌避する論理のすり替え ・高齢者には、年齢制限等で融資制度は機能しない ・1世帯当たり大きな格差 ・地震保険は、割高感から加入率は低迷し、住宅再建促進に機能しない	
II 住宅再建支援	1 復興基金を活用した各種住宅再建支援対策【A～D】	ア 既存の枠組みの限界 ・現物給付原則 ・融資制度の限界 ・義捐金 ・地震保険制度	
	2 居住安定支援制度の創設及び単独補完制度の実施【D】	イ 居住安定支援制度の不備の改善 ・住宅建築費本体への支援 ・小規模災害への支援 ・年齢・収入要件の改善 全国制度としての住宅再建共済制度の創設	
	3 単独住宅再建共済制度の検討【D】	ウ 個人資産に公費は投入しなさいという政府の考え方が障害 ・被災者、被災地の実態に沿わない基準設定 ・地域間の自然災害に対する意識格差が障害	

